

公 示

1 厚生労働大臣による社会保険労務士法に基づく当会会員への懲戒処分

(1) 処分内容:令和6年3月19日から2か月間の社会保険労務士の業務停止

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
堀江 勇氣	第 01050048 号	堀江社会保険労務士事務所	札幌市中央区北 4 条西 27 丁目 1 番 38 号

処 分 日:令和 6 年 3 月 19 日

処分理由:被処分者は、

自身の社会保険労務士事務所を退職した労働者 A であて令和 4 年 3 月 10 日付で郵送した書面において脅迫に当たる文言を記載し、同労働者から警察に被害届を提出された結果、令和 5 年 8 月 4 日付けで脅迫罪にて起訴され、同年 8 月 8 日付で札幌簡易裁判所から罰金 10 万円の略式命令を受け、同日刑が確定したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由である「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

(2) 処分内容:失格処分

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
石川 雅之	第 01100065 号	社会保険労務士法人SR石川事務所	札幌市清田区清田 1 条 2 丁目 4 番 36 号

処分日:令和 2 年 2 月 26 日

処分理由:被処分者は、

第一 自らが営む事務所に係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、自ら改ざんした労働者の労働条件通知書兼労働契約書及び給料支払明細書を添付し、平成 27 年 5 月 18 日に北海道労働局へ提出した。また、キャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、自ら作成したり労働者に作成させた虚偽の「OJT実施状況報告書(訓練日誌)」を添付し、平成 26 年 10 月 24 日及び平成 27 年 2 月 13 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第二 A 有限会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書を自ら改ざんして添付し、平成 26 年 11 月 28 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第三 B 株式会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成 26 年 7 月 31 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第四 株式会社Cに係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書及び賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成27年11月18日に当該申請書を千歳公共職業安定所へ提出した

第五 株式会社Dに係るキャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、同社の労働者の退職願を自ら改ざんして添付し、平成27年11月9日に当該申請書を北海道労働局へ提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

2 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員の処分

処分内容:会員権の停止

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
堀江 勇氣	第 01050048 号	堀江社会保険労務士事務所	札幌市中央区北 4 条西 27 丁目 1 番 38 号

① 処分日:令和 6 年 4 月 24 日

処分理由:自身の社会保険労務士事務所を退職した労働者 A あて令和 4 年 3 月 10 日付で郵送した書面において脅迫に当たる文言を記載し、同労働者から警察に被害届を提出された結果、令和 5 年 8 月 4 日付けで脅迫罪にて起訴され、同年 8 月 8 日付で札幌簡易裁判所から罰金 10 万円の略式命令を受け、同日刑が確定したものである。以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由である「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当し、北海道社会保険労務士会会則第 41 条(信用失墜行為の禁止)に抵触する行為であり、同会則第 40 条(会則の遵守義務)に違反するため。

処分期間:処分の日から 6 か月

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291

① 処分日:令和 2 年 9 月 4 日 処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

② 処分日:令和 4 年 4 月 26 日 処分理由:会費滞納(令和 2 年度及び令和 3 年度会費の全部)

③ 処分日:令和 5 年 4 月 7 日 処分理由:会費滞納(令和 4 年度会費の全部)

④ 処分日:令和 6 年 4 月 5 日 処分理由:会費滞納(令和 5 年度会費の全部)

※①～④の処分期間:①～④の処分に係る滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号

① 処分日:令和 2 年 9 月 4 日 処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

※ ①の処分解除を行った日:令和 5 年 10 月 30 日 理由:①の処分に係る滞納会費が完納されたため

② 処分日:令和 4 年 4 月 26 日 処分理由:会費滞納(令和 2 年度及び令和 3 年度会費の全部)

③ 処分日:令和 5 年 4 月 7 日 処分理由:会費滞納(令和 4 年度会費の全部)

④ 処分日:令和 6 年 4 月 5 日 処分理由:会費滞納(令和 5 年度会費の全部)

※ ②～④の処分期間:②～④の処分に係る滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5

① 処分日:令和 2 年 9 月 4 日 処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

② 処分日:令和 4 年 4 月 26 日 処分理由:会費滞納(令和 2 年度及び令和 3 年度会費の全部)

③ 処分日:令和 5 年 4 月 7 日 処分理由:会費滞納(令和 4 年度会費の全部)

④ 処分日:令和 6 年 4 月 5 日 処分理由:会費滞納(令和 5 年度会費の全部)

※ ①～④の処分期間:①～④の処分に係る滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202

① 処分日:令和 2 年 9 月 4 日 処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

② 処分日:令和 4 年 4 月 26 日 処分理由:会費滞納(令和 2 年度及び令和 3 年度会費の全部)

③ 処分日:令和 5 年 4 月 7 日 処分理由:会費滞納(令和 4 年度会費の全部)

※①～③の処分期間:①～③の処分に係る滞納会費を完納するまで

※①及び②並びに③の処分の解除を行った日:令和 5 年 12 月 25 日 理由:登録抹消のため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
長谷川 平	第 01090024 号		

① 処分日:令和4年4月8日 処分理由:会費滞納(過年度会費の全部)

② 処分日:令和5年4月7日 処分理由:会費滞納(令和4年度会費の全部)

※①及び②の処分期間:①及び②の処分に係る滞納会費を完納するまで

※①及び②の処分の解除を行った日:令和5年10月20日 理由:①及び②の処分に係る滞納会費が完納されたため

③ 処分日:令和6年4月5日 処分理由:会費滞納(令和5年度会費の全部)

※③の処分期間:③の処分に係る滞納会費を完納するまで

3 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員への退会勧告

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291

① 退会勧告を決議した日:令和 5 年 4 月 26 日 退会勧告到達日:令和 5 年 5 月 9 日

理由:令和 4 年 4 月 26 日付会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

② 退会勧告を決議した日:令和 6 年 4 月 11 日 退会勧告到達日:令和 6 年 4 月 22 日

理由:令和 5 年 4 月 7 日付会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202

退会勧告を決議した日:令和 5 年 4 月 26 日 退会勧告到達日:令和 5 年 5 月 12 日

理由:令和 4 年 4 月 26 日付会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号

- ① 退会勧告を決議した日: 令和 5 年 4 月 26 日 退会勧告到達日: 令和 5 年 6 月 1 日
理由: 令和 4 年 4 月 26 日付会費滞納による会員権停止処分の後 1 年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため
- ② 退会勧告を決議した日: 令和 6 年 4 月 11 日 退会勧告到達日: 令和 6 年 4 月 26 日
理由: 令和 5 年 4 月 7 日付会費滞納による会員権停止処分の後 1 年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5

- ① 退会勧告を決議した日: 令和 5 年 4 月 26 日 退会勧告到達日: 令和 5 年 5 月 25 日
理由: 令和 4 年 4 月 26 日付会費滞納による会員権停止処分の後 1 年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため
- ② 退会勧告を決議した日: 令和 6 年 4 月 11 日 退会勧告到達日: 令和 6 年 4 月 23 日
理由: 令和 5 年 4 月 7 日付会費滞納による会員権停止処分の後 1 年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
長谷川 平	第 01090024 号		

退会勧告を決議した日:令和 5 年 4 月 14 日

退会勧告到達日:令和 5 年 5 月 10 日

理由:令和 4 年 4 月 8 日付会費滞納による会員権停止処分の後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため